

平成31年度
総合政策局関係
予算概算要求概要

平成30年8月

国土交通省総合政策局

目 次

平成31年度総合政策局関係予算概算要求総括表	1
------------------------	---

主要事項

◎豊かな暮らしの礎となる地域づくり

○持続可能な地域公共交通ネットワークの実現	2
○バリアフリー法等に基づく一体的・ 総合的なバリアフリー化の推進	3
○歩行者移動支援の普及・活用の推進	4
○交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	5
○新モビリティ・サービス推進事業	6

◎国民の安全・安心の確保

○運輸安全マネジメント制度の充実強化	7
○災害に強い物流システムの構築	8
○サイバーセキュリティ対策の強化	9
○公共交通事業者における危機管理対応力の充実・強化	10

◎力強く持続的な経済成長の実現

○モーダルシフト等推進事業	11
○物流産業イノベーションの推進	12
○PPP／PFIの推進	13
○インフラシステム海外展開の推進	14
○海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進	15
○i-Constructionの普及加速	16
○AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入	17
○メンテナンス産業の育成・拡大等の推進	18
○インフラを観光資源として活用する地域活性化の推進	19

◎被災地の復旧・復興

○被災した公共交通の復興の支援	20
-----------------	----

平成31年度総合政策局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

	国		費	
	31年度 要求・要望額	うち 新しい日本 のための 優先課題推進枠	30年度 予算額	対前年度 倍率
	(A)		(B)	(A/B)
● 主要事項				
◎ <u>豊かな暮らしの礎となる地域づくり</u>				
○ 持続可能な地域公共交通ネットワークの実現	29,377	9,653	20,995	1.40
○ バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進	69	0	59	1.17
○ 歩行者移動支援の普及・活用の推進	55	14	46	1.20
○ 交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	65	0	56	1.17
○ 新モビリティ・サービス推進事業	1,500	1,500	0	皆増
◎ <u>国民の安全・安心の確保</u>				
○ 運輸安全マネジメント制度の充実強化	46	0	39	1.17
○ 災害に強い物流システムの構築	16	0	8	2.06
○ サイバーセキュリティ対策の強化	74	0	65	1.14
○ 公共交通事業者における危機管理対応力の充実・強化	21	0	18	1.17
◎ <u>力強く持続的な経済成長の実現</u>				
○ モーダルシフト等推進事業	50	0	40	1.26
○ 物流産業イノベーションの推進	36	36	21	1.69
○ PPP／PFIの推進	683	201	579	1.18
○ インフラシステム海外展開の推進	2,072	1,687	1,364	1.52
○ 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進	46	0	34	1.34
○ i-Constructionの普及加速	43	16	36	1.20
○ AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入	86	41	71	1.20
○ メンテナンス産業の育成・拡大等の推進	26	12	14	1.88
○ インフラを観光資源として活用する地域活性化の推進	10	10	0	皆増
● その他の行政経費	4,628	650	3,533	1.31
小計	38,903	13,820	26,979	1.44
● 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所経費	5,999	596	5,232	1.15
合計	44,902	14,416	32,211	1.39

(注1) 上記の他に、東日本大震災からの復興加速に係る経費(復興庁計上)として、次のものがある。

○被災した公共交通の復興の支援 926百万円

(注2) 上記の他に、財政投融资として、次のものがある。

○インフラシステム海外展開支援 1,402億円(産業投資770億円、政府保証632億円)

(注3) 端数処理のため、計算が合わない場合がある。

◎豊かな暮らしの礎となる地域づくり

○ 持続可能な地域公共交通ネットワークの実現

(交通支援課)

要求額 29,377百万円

- ・地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

<内 容>

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等におけるバス、デマンドタクシー等の運行
- ・バス車両の更新等
- ・離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築

- ・ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に係る調査等
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

4. 地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業（地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入、地域鉄道の上下分離等）について、まちづくり支援とも連携し、重点的に支援

5. 地域公共交通ネットワーク再構築に向けた先行的な取組の後押し

交通圏全体を見据えた地域公共交通ネットワーク再構築について、先行的に取り組む都道府県等に対し、計画策定、実証運行等を支援

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁予算 926百万円）がある。
また、エレベーターやホームドアの整備、交通系ICカードの導入など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁予算 7,760百万円の内数）において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算 6,320百万円の内数）において、それぞれ引き続き支援。

○ **バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進**
(安心生活政策課)

要求額 69百万円

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を一体的・総合的に推進する。

<内 容>

○当事者参画によるスパイラルアップ

移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、施設設置管理者、学識経験者、障害当事者、地方公共団体、関係行政機関等が一堂に会す会議を開催するほか、全国の交通施設のバリアフリー水準の底上げを図るためのバリアフリー整備ガイドラインの改訂等を視野に入れた調査を行い、バリアフリー施策の段階的・継続的な発展を図る。

○面的なバリアフリー化の推進

面的なバリアフリー化のために市町村が作成する「移動等円滑化促進方針」及び「バリアフリー基本構想」の作成・見直しを促進するための調査を実施し、地方自治体向けのガイドラインを作成するほか、ノウハウを有するバリアフリープロモーターを地方自治体に派遣する。

○高齢化等の進展に対応したバリアフリー施設等のあり方に関する検討

今後予定をしている基本方針の整備目標の見直しを見据え、地方部の旅客施設等のバリアフリー化の整備のあり方について、ハード・ソフトの両面から検討することで、全国的なバリアフリー水準の底上げを図る。

○心のバリアフリーの推進

高齢者・障害者等の疑似体験や移動介助体験等を行う「バリアフリー教室」の開催や、公共交通機関や公共施設等における多機能トイレ及びベビーカーの利用円滑化に向けた普及啓発活動等を通じ、心のバリアフリーを推進する。



高齢者疑似体験



視覚障害者サポート体験



多機能トイレ

注) 上記のほか、市町村が行う移動等円滑化促進方針の策定に係る調査への支援(地域公共交通確保維持改善事業 29,377百万円の内数)がある。

○ 歩行者移動支援の普及・活用の推進

(総務課)

要求額 55百万円

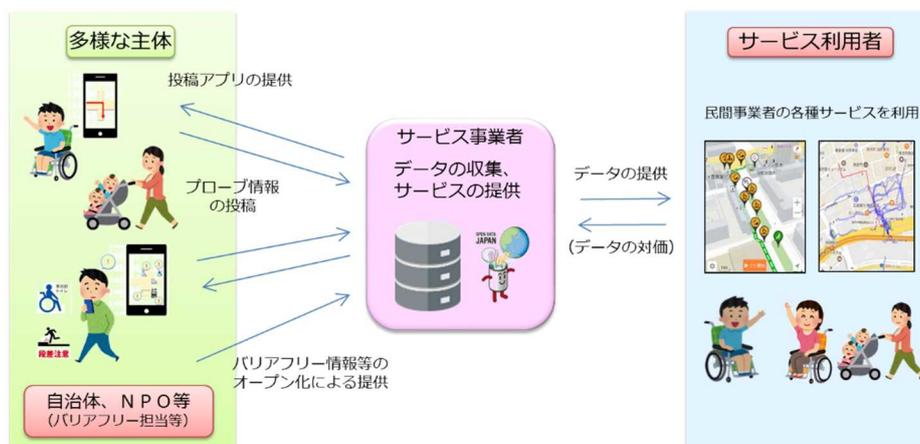
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人旅行者や高齢者、障害者等も含めた誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会を構築するため、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る。

<内 容>

- ・民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、施設や経路のバリアフリー情報等の、移動に必要なデータのオープンデータ化を進める。特に、競技会場周辺エリア等におけるデータ整備を推進する。
- ・併せて、歩行空間の段差や勾配等のバリアフリーに関する情報を多様な主体の参画により収集する手法や、車椅子による走行実績データ等の活用に関する検討に取り組む。



オープンデータ活用によるサービス創出 2020年に実用化を目指すサービスのイメージ



多様な主体の参画によるバリアフリー情報等のデータ収集

(注) プローブ情報：人工衛星の活用による位置情報を計測し取得される移動者の経路軌跡情報

○ 交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進
(参事官 (総合交通))

要求額 65百万円

- ・交通政策基本計画は、交通政策基本法が提示する交通政策の長期的な方向性や、「国土形成計画」で示した「コンパクト＋ネットワーク」の考え方を踏まえつつ、各種の具体的な取組を総合的かつ計画的に推進していくために定められたものであり、これを着実に実施していくことは、交通分野の生産性を向上させ、成長戦略や地方創生を実現する上でも極めて重要である。
- ・交通政策基本計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するためには、施策の進捗状況について適切にフォローアップするとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施する。

<内 容>

○交通政策基本計画全体のフォローアップ

- ・交通政策基本計画をフォローアップするため、交通の動向に関するデータの作成・分析を強化するとともに、交通の動向に関するデータを活用しつつ、施策の進捗状況を白書としてとりまとめる。

○交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

- ・交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、地域における公共交通の活性化や生産性の向上、最先端の情報技術の交通分野全体への活用等、特に取組強化が必要な施策に関して調査・検討を実施する。

①交通政策基本計画全体のフォローアップ

交通政策基本計画の目標達成に向けて、各施策を着実に推進させるため、以下を実施する。

○交通の動向に関するデータの充実等

⇒ 交通の動向に関するデータの作成・分析を強化する。

○各年度の計画の進捗状況に関するフォローアップの実施

⇒ 交通の動向に関するデータも活用しながら、各年度に講じた施策を適切にフォローアップし、結果を交通政策白書としてとりまとめるとともに、次回の計画改定作業に反映させる。

②交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、交通政策基本計画に位置づけられた施策の中で、特に取組の強化が必要な施策の推進について調査・検討を実施する。

【取組の例】

- 地域公共交通再編実施計画の検証
- 大都市交通センサスのあり方見直し
- 交通事業の「経営の在り方」の検討
- 全国公共交通機関を網羅した経路検索の可能化
- モビリティ・マネジメントの推進

○ 新モビリティ・サービス推進事業

(交通計画課・情報政策課)

要求額 1,500百万円

- ・自動運転や MaaS といった技術・サービスの革新をベースとした新たなモビリティ・サービスにより、都市・地方の交通サービスの様々な課題を解決することを目指し、地域特性に応じたモデルの構築やオープンデータ化の推進に向けた実証実験を行う。

<内 容>

○新モビリティ・サービスモデル構築事業

- ・地域特性ごとの公募により、新たなモビリティ・サービスの実証実験を実施し、地域特性ごとに、新たなモビリティ・サービスが持続的に運営されるための条件等を整理する。

○新モビリティ・サービス基盤構築事業

- ・公共交通分野における民間の主体的なオープンデータ化を推進するため、オープンデータを活用したスマートフォンアプリによる情報提供の実証実験を官民連携して実施することにより、諸課題を検討し、新サービスへの基盤の構築を推進する。

都市・地方の交通サービスの様々な課題を新モビリティ・サービスにより解決することを目指す。

地域特性に応じたモデル構築×オープンデータを活用した基盤構築 による新モビリティ・サービスの強力な推進

都市・地方における 新モビリティ・サービスのモデル構築

- 新たなモビリティ・サービスの実証実験を実施
- 地域特性ごとに、新たなモビリティ・サービスが持続的に運営されるための条件等を整理
- 都市・地方の地域特性に応じた新たなモビリティ・サービスのモデルを構築、横展開

新モビリティ・サービスの基盤構築

- 公共交通分野における民間の主体的なオープンデータ化を推進するため、オープンデータを活用した実証実験を実施
- 実証実験による効果等の検証を通じて、オープンデータ化を推進する上での諸課題(メリット、費用対効果、データ管理の在り方等)を検討し、オープンデータを活用した新サービスへの基盤の構築を推進

◎国民の安全・安心の確保

○ 運輸安全マネジメント制度の充実強化

(大臣官房運輸安全監理官)

要求額 46百万円

- ・より一層の輸送の安全確保のため、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下で、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や改善に取り組み、国土交通省が運輸事業者の安全管理体制の構築に関する取組状況を確認し、必要な助言等を行う、運輸安全マネジメント制度を推進している。
- ・制度創設から10年が経過したところであり、平成29年7月の運輸審議会答申を踏まえ、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化を推進していく。

<内容>

- ・貸切バス事業の安全確保への社会的要請の高まりを踏まえ、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、29年度から概ね5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認。
- ・運輸事業者に対して、運輸安全マネジメント制度の理解促進と意識啓発を図るとともに、各事業者の取組を促進するため、運輸事業の安全に関するシンポジウムや安全統括管理者フォーラムのほか、人材育成のためのセミナー等を実施。

運輸審議会答申(平成29年7月)を踏まえた運輸安全マネジメント制度の充実・強化

貸切バス事業者への評価の重点的な実施

○ 貸切バス事業者約4,200事業者すべてが運輸安全マネジメント評価(以下「評価」)対象となっており、平成28年度末時点での未評価事業者は約3,400者。

○ 平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機に、貸切バス事業者の安全確保への社会的要請が高まっている。



◎ 平成29年度から平成33年度の概ね5年間に、すべての貸切バス事業者への評価を実施。

◎ 平成31年度においても、上記目標達成のため、年間約700事業者への評価を実施予定。

運輸安全マネジメント制度の普及啓発・取組強化の推進

○ 運輸事業分野では、乗務員等の人材不足や高齢化、施設の老朽化、テロ・自然災害対応等多くの今日的な課題への対応が必須。



◎ 「運輸事業の安全に関するシンポジウムを開催し、有識者の講演、事業者の取組事例紹介等を行う。



◎ 安全統括管理者※フォーラムを開催し、今日的な課題への対策等の議論を行う。
※役員以上の企業幹部

◎ 運輸安全マネジメントに関する優良な取組に顕著な功績のあった事業者等に対して国土交通大臣表彰を授与。

○ 災害に強い物流システムの構築

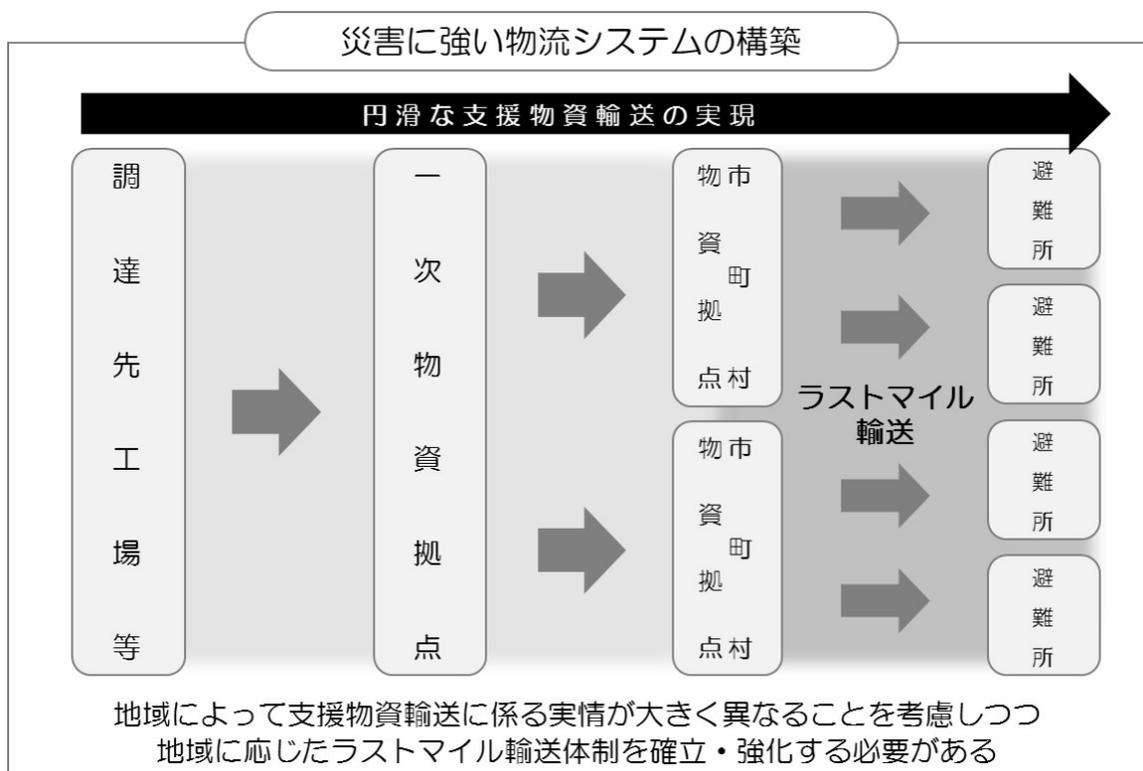
(物流政策課)

要求額 16百万円

- ・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の広域かつ大規模な災害が発生し、物流システムが寸断された場合、国民生活や経済活動へ甚大かつ広域的な影響が生じることが想定される。
- ・被災者の生活の維持のためには、必要な支援物資を迅速・確実に届けることが重要であり、平成28年熊本地震等においてラストマイルの輸送の混乱等の課題が顕在化したことを踏まえ、円滑かつ確実な支援物資輸送を実現するための体制の確立・強化を図る。

<内 容>

- ・支援物資輸送を行う上での前提条件が大きく異なる複数の地域において、関係者と連携し、ラストマイルを中心とした支援物資輸送の実動訓練を実施するとともに、訓練成果の横展開に取り組むなど、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。



○ サイバーセキュリティ対策の強化

(情報政策課)

要求額 74百万円

- ・近年、政府機関等に対するサイバー攻撃が複雑化・巧妙化する中、国土交通省や所管する重要インフラ事業者によるサイバーセキュリティ対策の強化を図る。

<内 容>

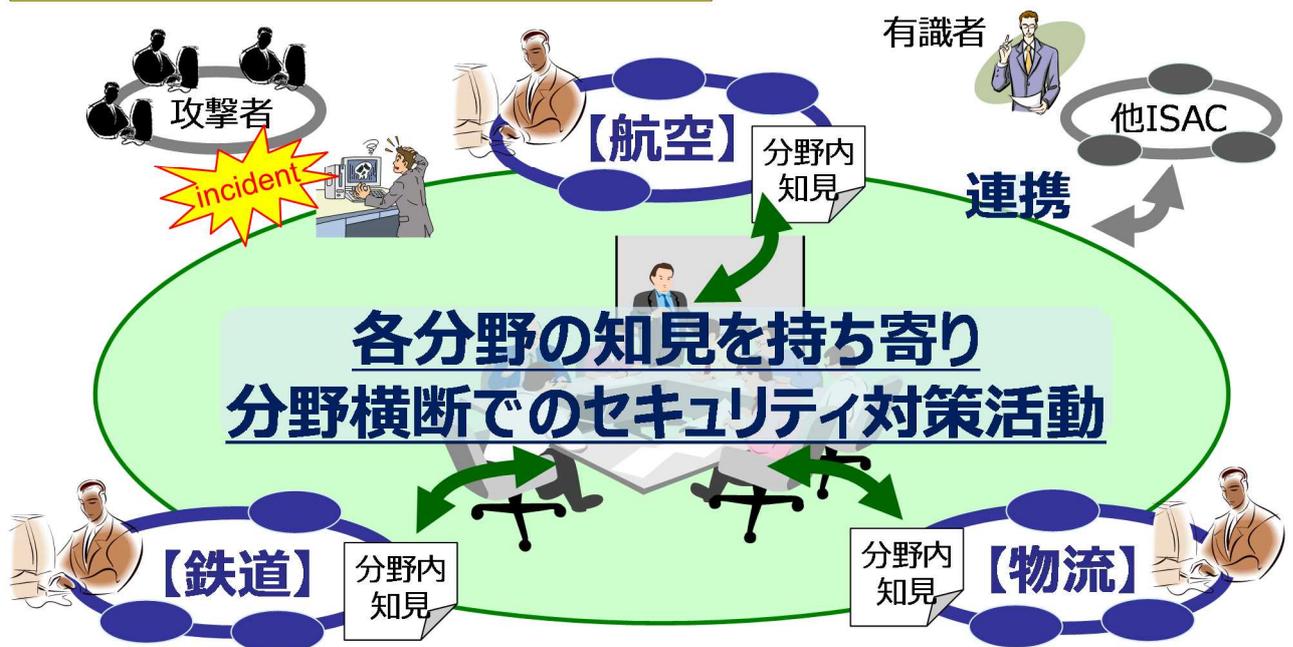
- ・国土交通省 CSIRT（注1）の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。

(注1) Computer Security Incident Response Team の略。国土交通省における情報セキュリティインシデントに対処するための組織。

- ・所管する重要インフラ事業者（航空、鉄道、物流）が情報の共有・分析や対策を連携して行う体制（「交通 ISAC」（仮称））（注2）の創設に向けた検討を支援する。

(注2) Information Sharing and Analysis Center の略。

交通ISAC（仮）のイメージ



○ 公共交通事業者における危機管理対応力の充実・強化

(大臣官房危機管理官)

要求額 21百万円

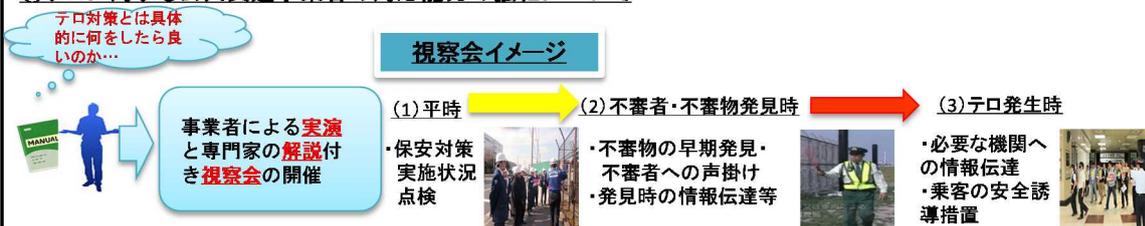
- 我が国の公共交通機関におけるテロ等の危機管理対応のより一層の高度化の必要性が高まっている。国土交通省としても、政府一体の取組の中で、公共交通事業者の初動対応の強化等の主体的な取り組みを支援していくことが重要である。このため特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けたテロ対策への対応等の強化を推進する。

<内 容>

- 来るべき2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、テロに対する公共交通事業者の対処能力のより一層の強化を図るため、事業者の職員が措置すべき取組をまとめた手引きに即した実演と、専門家による解説付き視察会を開催する。その際、広く公共交通事業者の参加を募ることで、事業者への取り組みを促進するとともに、効果的なテロ対処能力の向上を目指す。また、一般利用者向けに意識啓発のための広報活動を行う。
- 旅客輸送を行う公共交通機関における有事の対応力の向上のため、弾道ミサイル発射時に公共交通事業者が実施すべき初動対応等をまとめた手引きに基づく訓練を実施し、有効性の確認等を行う。また、訓練を踏まえ、必要に応じて手引きを見直すとともに、事業者に対し周知を実施する。

公共交通事業者における危機管理対応能力の充実強化

①テロに対する公共交通事業者の対応能力の強化について



②ミサイル発射時における公共交通事業者の初動対応の強化について



◎力強く持続的な経済成長の実現

○ モーダルシフト等推進事業

(物流政策課)

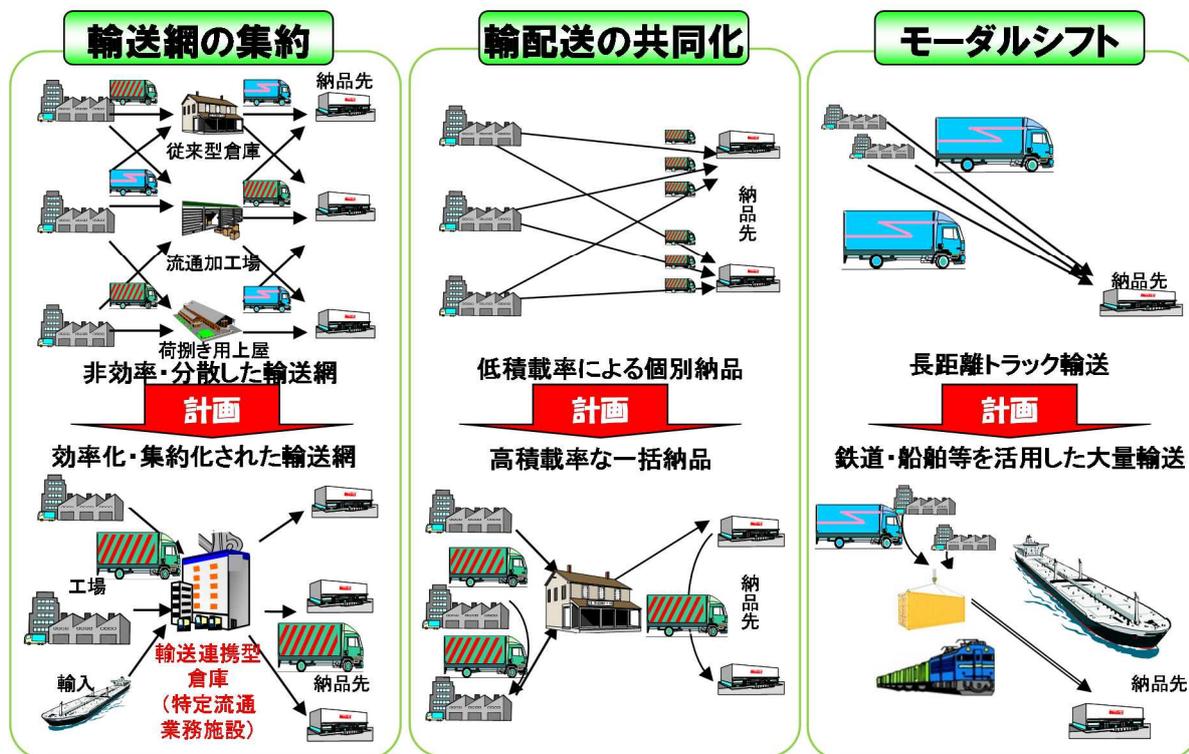
要求額 50百万円

- ・物流の効率化を推進するとともに、地球規模の重要かつ喫緊の課題である温室効果ガス排出量を削減するため、CO₂排出量の削減効果が高く、労働力不足対策にも資するモーダルシフト（トラック輸送から鉄道・海上輸送への転換）、幹線輸送集約化、共同集配等を物流総合効率化法の枠組の下、物流事業者と荷主等との連携により、計画的に推進する。

<内 容>

- ・物流事業者、荷主企業等、物流に係る多様で広範な関係者によって構成される協議会の立ち上げ及び物流の効率化・低炭素化に向けた事業に係る計画の策定を支援するため、事業計画の策定経費の一部を補助する。
- ・物流総合効率化法に基づき認定を受けた事業計画によるモーダルシフト又はトラックの幹線輸送の集約化に係る運行経費の一部を補助する。

物流総合効率化法の認定対象となる総合効率化事業の例



○ 物流産業イノベーションの推進

(物流政策課・国際物流課)

要求額 36百万円

- ・近年、諸外国ではAI・IoT等の新技術の活用による物流の効率化や省人化が図られている。我が国における物流生産性の更なる向上を図るため、諸外国における先進事例を把握し、我が国での導入に向けた方策等について検討する必要がある。
- ・アジア等の諸外国の物流需要が旺盛な中で、我が国の産業の海外展開の物流面からの支援、我が国物流業の競争優位の創出等の観点から、高品質な我が国物流サービスの国際標準化を推進していくことが求められている。
- ・これらの点を踏まえ、産業活動と国民生活の基盤である物流システムを、持続可能かつより高度でシームレスなものに改革していくため、以下のような取組を総合的に推進する。

<取組の例>

○新技術の導入に関する検討

諸外国における新技術やオープンデータを活用した新たな物流サービス等に関する調査を実施し、我が国での新技術等の導入に必要な課題等を整理するとともに、次期総合物流施策大綱の策定を見据え我が国の物流の将来ビジョンなどについて検討する。

○物流システムの国際標準化推進

我が国物流システムの国際標準化を推進するため、コールドチェーン物流サービスに関して、ASEAN地域の政府と共同で策定中の物流事業者及び政府向けのガイドラインを、ASEAN各国の標準や法令等に組み込むよう支援するとともに、ASEAN地域を中心としたアジアでのコールドチェーン物流の普及や質の向上に向けた具体的な方策を検討する。

○国際物流のシームレス化の推進

国際物流の可視化を推進するため、コンテナ貨物の位置情報等の物流情報を一元的かつタイムリーに把握可能な北東アジア物流情報サービスネットワーク (NEAL-NET) について、日中韓の取組を踏まえ、ASEANやEU等への展開、サービス充実を図る。

また、日中韓の物流のシームレス化・グリーン化を推進し、優れたノウハウを有する我が国物流業の競争優位を創出するため、日中韓の取組を踏まえた物流効率化に向けたアクションプランの策定のための基礎調査等を実施する。

【新技術活用の例】



①ドローン



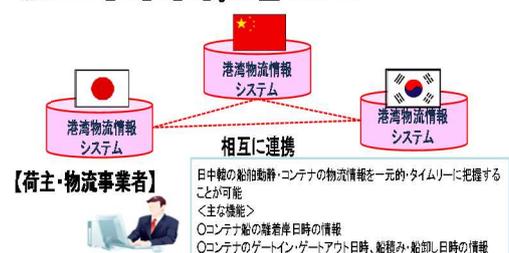
②無人搬送車



③自動倉庫型
ピッキングシステム

NEAL-NET (※) の仕組み

※NEAL-NET: North East Asia Logistics Network Service



○ PPP/PFIの推進

(社会資本整備政策課)

要求額 683百万円

- ・「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成30年改定版）」（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、PPP/PFI について10年間（平成25年度～平成34年度）で21兆円の事業規模の達成を目指すこととされている。
- ・また、空港や下水道等のコンセッション事業などの重点分野の推進のほか、地域プラットフォームを通じた具体的な案件形成や人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIの導入促進等のPPP/PFI推進のための施策が掲げられている。
- ・このため、先導的なPPP/PFIの案件形成、地域の産官学金が連携する地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの案件形成、人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業モデルの形成について支援を行う。

<内 容>

- ・地方公共団体における先導的なPPP/PFI案件の形成を支援
- ・地域プラットフォームを通じた地方公共団体のPPP/PFI案件の形成を支援
- ・人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業モデルの形成を支援

地域プラットフォームを通じた地方公共団体のPPP/PFI案件の形成支援

地方ブロック単位（全国9ブロック）で産官学金が連携する地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの情報・ノウハウの共有、個別案件の官民対話等の取組に加え、新たに専門家派遣などを行い、地域プラットフォームの案件形成機能を強化する。

(※) 「産」：民間事業者、「官」：地方公共団体（都道府県、市町村）等、「学」：大学等、「金」：地方銀行等

【具体的取組】

- ・セミナー・研修：優良事例等を紹介するセミナーや実務スキルを習得する研修を実施
- ・首長意見交換会：首長同士がPPP/PFIを進める上での工夫や課題を意見交換
- ・サウンディング：活用したい個別の公共施設等の事業性等を官民で討論
- ・専門家派遣：プラットフォーム参画自治体に専門家を一定期間派遣し、事業化に係る手続きをハンズオン支援



人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業モデルの形成支援

人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業のモデルを形成するため、地域課題の確認から事業化に至るまで、地方公共団体をトータル的に支援することにより、そのプロセスやスキームの幅広い展開を図る。

支援対象事業

- ① 分野連携による官民連携事業
- ② 広域連携による官民連携事業
- ③ 官民が連携して実施する公共施設等の集約・再編事業
- ④ インフラの老朽化対策としての官民連携事業

(例) 分野・広域連携による包括的民間委託

	道路	公園	下水道
A市		①分野連携パターン	
B市	②広域連携パターン		

○ インフラシステム海外展開の推進

(国際政策課・海外プロジェクト推進課)

要求額 2,072百万円

- ・政府の「インフラシステム輸出戦略」を着実に実行するため、平成30年3月に「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を改訂し、インフラシステムの海外展開に向けた横断的な視点として「5つの戦略」を設定するとともに、地域・国別の主要プロジェクトを拡充した。更に第196回国会において「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が成立し、独立行政法人等に海外業務を行わせる等の措置を講じた。インフラシステム海外展開に係る取組みを一層強化し、国土交通分野における我が国企業の受注増加を目指す。

<内 容>

○川上からの参画・情報発信

- ・トップセールス、相手国要人の招請、セミナー開催、研修等の戦略的展開
- ・国際機関や在京大使館等と連携した情報発信の強化
- ・相手国の都市・交通マスタープラン等に関する案件発掘・形成等の推進
- ・相手国の課題やニーズに応じた提案型プロジェクトの展開
- ・新技術等を活用した新たなインフラ海外展開に向けた取組
- ・インフラメンテナンスの海外展開の推進

○インフラ海外展開に取り組む企業支援

- ・官民連携によるプロジェクトの受注拡大に向けた枠組みの構築・展開
- ・我が国の中小企業等が有する優れた技術の海外展開支援
- ・我が国企業の現地における実証実験（パイロットプロジェクト）の支援

○ソフトインフラの展開と人材育成

- ・相手国の制度構築・人材育成の一体的・効果的实施
- ・我が国の技術、規格、制度等の国際標準化の促進

【関連事項】

- ・財政投融资要求（産業投資770億円、政府保証632億円）
（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が行う出資と事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進

インフラシステム海外展開の推進		
「川上」からの参画・情報発信 官民一体となった トップセールスの展開 や 案件形成 等の推進、 情報発信の強化  平成29年12月 石井大臣とラウフ・ハキーム都市計画・上水大臣（インド）の意見交換	インフラ海外展開に取り組む企業支援 我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を 多角的に支援 (株)海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)の活用 平成30年8月24日現在、 13件の事業支援を決定 ・ベトナム港湾 ・アメリカ高速鉄道 ・ブラジル都市鉄道 ・ミャンマー都市開発 ・インドネシア都市開発 ・インドネシア冷凍冷蔵倉庫 ・インド有料道路運営 ・ベトナム都市開発 等 	ソフトインフラの展開と人材育成 我が国技術・システムの 国際標準化の推進 、 制度整備支援 、 相手国人材の育成 等、ソフトインフラの海外展開  平成30年3月 日ASEAN交通行政官研修

○ 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

(海洋政策課)

要求額 46百万円

- ・海洋基本計画等に基づき、我が国の国土と経済社会の存立基盤であり、人類にとってのフロンティアである海洋の開発・利用・保全を戦略的に推進する。

<内 容>

- ・我が国の広大な管轄海域について、海洋権益の保全を図り、有効に活用していく観点から、今後の我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方について検討を行う。
- ・海氷の減少に伴い活用の可能性が高まっている北極海航路に関して、利用動向及び課題の整理等を踏まえつつ、利活用に向けた環境整備に関する検討を行う。
- ・海洋環境に関する国際的な取組への対応として、マルポール条約改正に的確に対応するため各種影響調査等を行う。

○我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方の検討

グレーウォーターの排出による環境汚染対策等の調査・検討

- ・増加するクルーズ船の寄港に対し、海洋汚染等を防止するための措置検討
- ・グレーウォーターの排出規制について、I M Oでの議論に適切に参加

【I M O第72回海洋環境委員会(2018年4月)】
MARPOL条約の枠組みでのグレーウォーター規制の導入について提案文書が提出され、グレーウォーターの環境への影響、発生量、特定海域での規制について紹介、議論された。
次回以降も引き続き議論される予定。



海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

○北極海航路の利活用に関する検討

北極海航路の利用動向等に関する基礎情報収集調査
北極海航路の運行支援システム(プロトタイプ)の構築

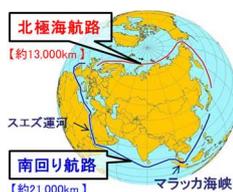
- ・関係国との協議や官民連携協議会における関係者への情報共有等を通じて環境整備を推進

【北極海航路】

欧州と東アジア間をスエズ運河経由と比較して航行距離が約6割に短縮できることなどから、国内外からの関心が高まっている。

【北極海航路に係る官民連携協議会】

北極海航路に係る政府、民間企業及び海外の有識者等からの情報の共有を図ることを目的に開催。



○海洋環境に関する国際的な取組への対応

船舶発生の海洋プラスチックごみの効果的な削減にむけた基礎調査

- ・マルポール条約附属書Vの実施強化の議論において現実的かつ効果的な方法を提案し、I M Oでの議論に適切に参加

【マルポール条約】

船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL73/78)
船舶起因の油、有害液体物質、廃棄物、排ガス等による汚染防止に関する規制を定めた条約。

○ AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入

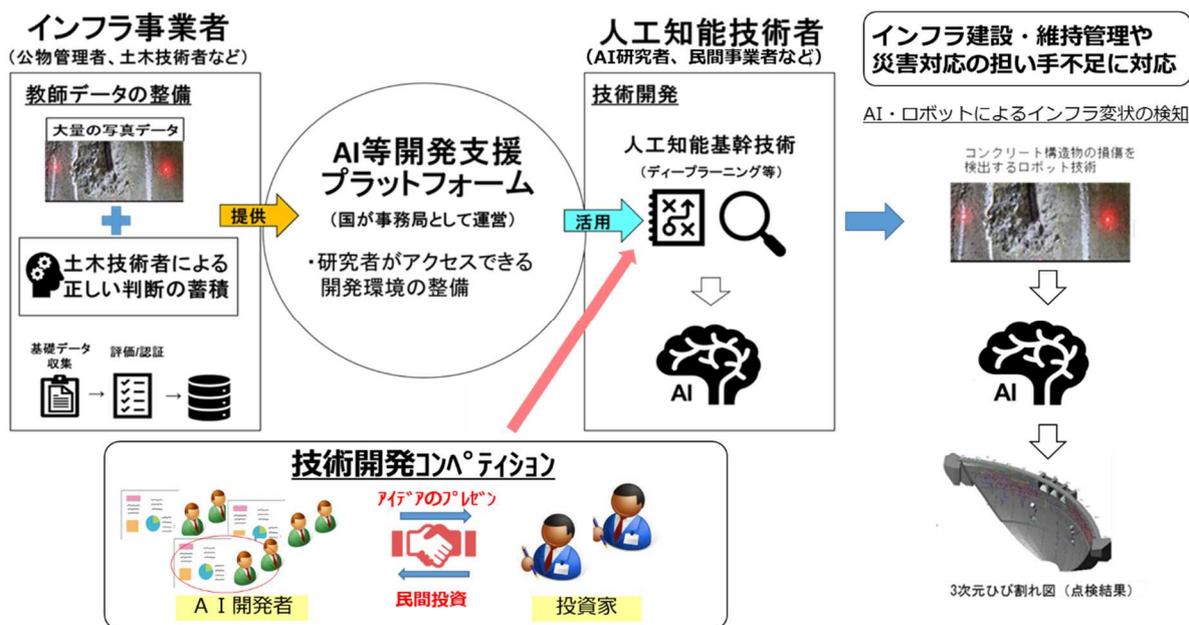
(公共事業企画調整課)

要求額 86百万円

- ・インフラの建設・維持管理や災害対応の担い手不足に対応するため、現在、ICTを活用して「人の作業」の支援をする i-Construction を推進しているところである。
- ・今後、我が国が本格的な人口減少社会に突入する中で、更なる生産性の向上を目指すため、「人の判断」の支援を可能とする人工知能 (AI)・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入を図る。

<内 容>

- ・AI 研究開発に必要な教師データ(インフラ点検時にロボット等から得られる画像データと土木技術者による正しい判断結果の蓄積)の整備を行うとともに、対象技術を拡大する。
- ・AI 研究者が、大量の教師データにスムーズにアクセス出来るような開発環境整備(知的財産権の帰属やセキュリティー、膨大なデータを扱う物理的環境等の検討)を行う。
- ・教師データを提供する公物管理者・土木技術者や、AI 研究者等からなる開発支援プラットフォームの運営を行う。
- ・投資家と、開発資金に乏しい AI 開発者とをマッチングするコンペティションの実施を通じ、AI 市場を活性化することで、AI 開発を促進する。



○ メンテナンス産業の育成・拡大等の推進

(公共事業企画調整課)

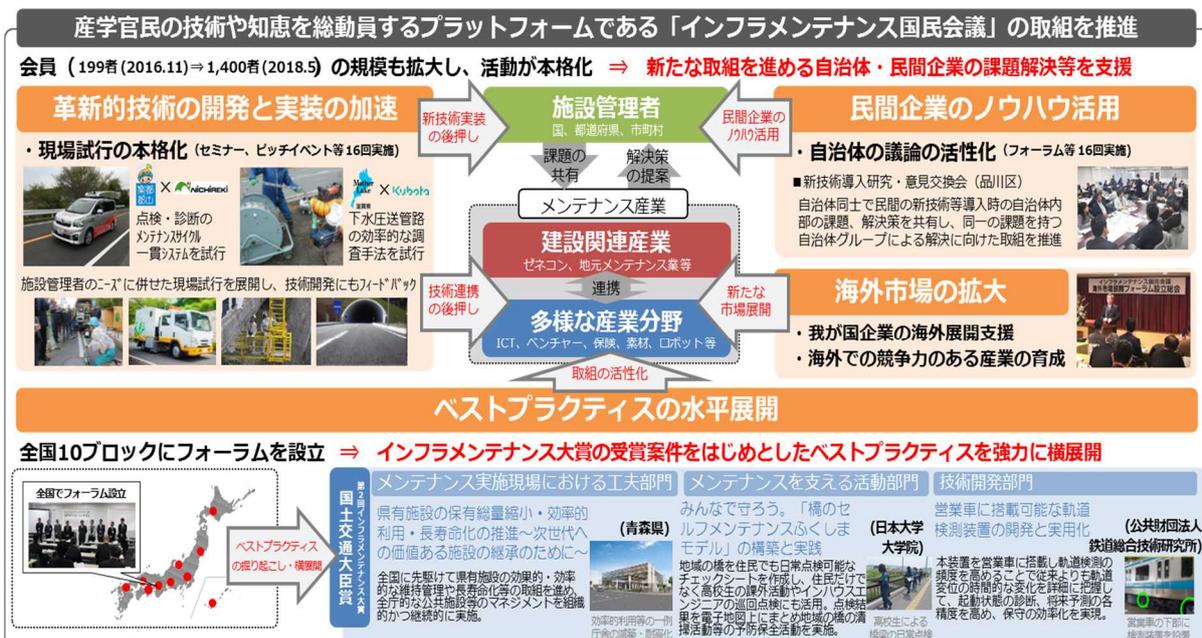
要求額 26百万円

- ・我が国は、高度経済成長期に集中的にインフラが整備されたことなどから、今後、老朽化対策が必要となる施設が急速に増加することが見込まれている。
- ・このため、本格的な人口減少社会の到来を見据え、既存のインフラの効率的なメンテナンスを推進するとともに、その基盤となるメンテナンス産業の育成・拡大や、インフラの老朽化対策の重要性に係る国民の理解の促進を図る。
- ・また、インフラメンテナンスデータの産官学民による利活用を推進し、企業等における生産性の向上を図る。

<内 容>

- ・「インフラメンテナンス国民会議」(約1500の企業・団体が参画(平成30年8月時点))において、産官学民の多様な主体の技術や知恵を総動員し、オープンイノベーションによる革新的技術の開発と実装の加速や、民間企業のノウハウの横展開などを推進する。
- ・効率的・効果的なメンテナンスの実施をコーディネートする技術者を、地方自治体等に試行的に派遣し、その効果を検証する。
- ・「インフラメンテナンス大賞」制度を活用し、優れた取組みや技術開発の横展開を図る。
- ・インフラメンテナンスデータの利活用を推進することにより、企業等における革新的な製品・サービスの創出を促進するとともに、システム連携により、建設副産物に係る登録作業を効率化するなど、生産性向上を図る。

(注) オープンイノベーション：複数の主体がそれぞれ有する技術や知恵を積極的に連携させて革新的で新しい価値を創り出すこと。



○ インフラを観光資源として活用する地域活性化の推進

(公共事業企画調整課)

要求額 10百万円

- ・インフラ施設の公開・開放が進む中、インフラ施設を見学の対象としてだけでなく、観光資源として捉え、地域活性化に活かすことが求められている。
- ・このため、地域と連携しながら、インフラ施設を地域の魅力ある観光資源として育てるとともに、そこに集まる多くの来訪者を周辺の観光資源など地域全体に誘うことにより、インフラ施設の活用を地域活性化につなげる、新たなインフラツーリズムの推進を図る。

<内 容>

- ・魅力あるインフラ施設の大胆な公開・開放を推進するため、インフラ施設の観光資源としての魅力を高め、地域活性化の舞台としての活用を図る。
- ・地域づくり団体や観光事業者と連携し、インフラ施設への来訪者を周辺観光地等へ周遊させる方策を検討するとともに、地域を総合的に説明できる地域人材の育成を進めることにより、地域経済の活性化を図る。
- ・地域との連携によるインフラ施設の観光資源としての活用方法についてのノウハウの横展開を図る。

インフラ施設と地域との連携(イメージ)



◎被災地の復旧・復興

○ 被災した公共交通の復興の支援

(交通支援課)

要求額 926百万円

- ・東日本大震災の被災地に対しては、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持のために、引き続き柔軟な対応を図る。

<内 容>

- ・東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。
- ・東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持について、地域内バス等の実証運行等を特例措置により支援する。
- ・福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)